

イベント開催にかかる手続きについて

令和4年12月2日

イベント開催については、「広島県におけるイベントの開催条件について」によることとし、次のとおり手続きを行うこと。

■ 参加人数要件で開催するイベント

①感染防止対策実施の公表，感染対策の実施，イベント開催

- ・様式1「イベント開催時のチェックリスト」を作成し，HP等で公表してください。
- ・チェックリストに基づき，感染対策を講じた上で，イベントを開催してください。
- ・「イベント開催時のチェックリスト」は，イベント終了日から1年間保管してください。

②結果報告

- ・イベント終了後は，様式2「イベント結果報告フォーム」を作成し，保管してください。
なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

■ 参加人数要件を緩和して行うイベント

①感染防止安全計画の策定・県へ提出

- ・イベント開催の2週間前までを目安に，様式3「感染防止安全計画」を策定し，県に提出のうえ，確認を受けてください。策定にあたっては，必要に応じて専門家のアドバイスをを受けてください。
- ・イベントの概要資料等を添付してください。

②県で感染防止安全計画を確認

- ・内容について，県の担当者から電話でお聞きすることがあります。
- ・確認が終わったら，県の記入が加わった感染防止安全計画を返信します。

③対策の実施，イベント開催

- ・県から「感染防止安全計画」の返信があったら，必要な対策を実施し，イベントを開催してください。

④結果報告資料の作成，提出

- ・イベント終了後，1か月以内を目途に，様式2「イベント結果報告フォーム」を県に提出してください。なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

※感染防止安全計画提出後からイベント開催までの間に，緊急事態措置を実施する旨の公示に備え，原則，①の感染防止安全計画の策定時には，緊急事態措置の制限を超える入場者に対する対象者全員検査の適用の記載をお願いします。ただし，公示後に追記することも可能です。

■ 提出先

広島県 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 総合対策第1グループ

電話 082-513-2846

メール covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp